預かり保育料の請求額計算シート
（令和7年4月から6月分）

認定子ども氏名	

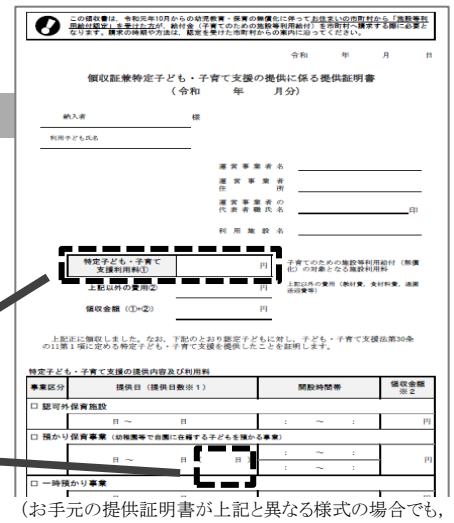
この領収書は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴ってお住まいの市町村から「施設等利用給付認定」を受けた方が、給付金（子育てのための施設等利用給付）を市町村へ請求する際に必要となります。請求の時期や方法は、認定を受けた市町村からの案内に沿ってください。

令和　年　月　日

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書
（令和　年　月分）

納入者　　様
利用子ども氏名

運営事業者名
運営事業者住所
運営事業者の代表者職氏名　　印
利用施設名

特定子ども・子育て支援利用料①	円
上記以外の費用②	円
領収金額（①+②）	円

子育てのための施設等利用給付（無償化）の対象となる施設利用料
上記以外の費用（教材費、食材料費、通園送迎費等）

上記正に領収しました。なお、下記のとおり認定子どもに対し、子ども・子育て支援法第30条の11第１項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援の提供内容及び利用料

事業区分	提供日（提供日数※1）	開設時間帯	領収金額※2
□ 認可外保育施設			
	日～　日	：～　：	円
□ 預かり保育事業（幼稚園等で在園に在籍する子どもを預かる事業）			
	日～　日　日	：～　： ：～　：	円
□ 一時預かり事業			

（お手元の提供証明書が上記と異なる様式の場合でも，同じ内容が書かれている場所から転記してください）

1　月別請求額の計算

◆令和7年4月分

① 幼稚園又は認定こども園から交付された「領収証兼特定子ども・子育ての提供に係る提供証明書」から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数を書き写します。

〇支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ・・・・・ ① 円
（特定子ども・子育て支援利用料）

〇預かり保育の利用日数 ・・・・・ a 日

② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。（450円×利用日数の計算結果を記入）

450円 × 預かり保育の利用日数 a 日 ＝ ② 円

③ 制度上の月額上限額を確認します。

施設等利用給付2号認定の上限額 ・・・・・ 月額 ③ 11,300 円

（右の④へ進みます）

④ ①・②・③の金額を比較して一番低い額を「請求額」欄に記載します。

4月分請求額	円

◆令和7年5月分

4月分と同様の手順で計算してください。

① 〇支払った保育料のうち無償化の対象となる額・・・・ ① 円
（特定子ども・子育て支援利用料）

〇預かり保育の利用日数 ・・・・・ a 日

（450円×利用日数の計算結果を記入）

② 450円 × 預かり保育の利用日数 a 日 ＝ ② 円

③ 施設等利用給付2号認定の上限額 ・・・・・ 月額 ③ 11,300 円

（右の④へ進みます）

④ ①・②・③の金額を比較して一番低い額を下に記載。

5月分請求額	円

◆令和7年6月分

4月分と同様の手順で計算してください。

① 〇支払った保育料のうち無償化の対象となる額・・・・ ① 円
（特定子ども・子育て支援利用料）

〇預かり保育の利用日数 ・・・・・ a 日

（450円×利用日数の計算結果を記入）

② 450円 × 預かり保育の利用日数 a 日 ＝ ② 円

③ 施設等利用給付2号認定の上限額 ・・・・・ 月額 ③ 11,300 円

（右の④へ進みます）

④ ①・②・③の金額を比較して一番低い額を下に記載。

6月分請求額	円

2　請求合計額の計算

4月分請求額	円	＋	5月分請求額	円	＋	6月分請求額	円	＝	今期請求額合計	円

施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に転記してください。

令和7年3月以前の預かり保育の利用料をまだ市に請求していない方で、今回併せて請求する方は、別紙（計算シート前期分）で請求額を計算し、両方の合計額を施設等利用費請求書へ転記してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市　預かり保育　無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。

預かり保育料の請求額計算シート
（令和7年4月から6月分）

認定子ども氏名	盛岡　次郎

（お手元の提供証明書が上記と異なる様式の場合でも，同じ内容が書かれている場所から転記してください）

1　月別請求額の計算

◆令和7年4月分

無償化の対象となる金額が書かれている場所を見本として示しています。
（この見本の点線の枠内に金額などを記載する必要はありません。）

① 幼稚園又は認定こ… 供に係る提供証明… 書き写します。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ・・・・・ ① 8,000 円
（特定子ども･子育て支援利用料）

○預かり保育の利用日数 ・・・・・ a 20 日

② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。（450円×利用日数の計算結果を記入）

450円 × 預かり保育の利用日数 a 20 日 ＝ ② 9,000 円

③ 制度上の日額上限額を確認します。

預かり保育料の支給上限額は、
①月額11,300円（施設等利用給付2号認定の場合）
②日額450円×預かり保育の利用日数
のいずれか低い方の額となります。
この欄には、450円×利用日数の計算結果を記載します。

③ 11,300 円

④ ①･②･③の金額を比較して一番低い額を「請求額」欄に記載します。

4月分請求額	8,000 円

◆令和7年5月分

4月分と同様の手順で計算してください。

① ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額・・・・ ① 7,500 円
（特定子ども･子育て支援利用料）

○預かり保育の利用日数 ・・・・・ a 19 日

（450円×利用日数の計算結果を記入）

② 450円 × 預かり保育の利用日数 a 19 日 ＝ ② 8,550 円

③ 施設等利用給付2号認定の上限額 ・・・・・ 月額 ③ 11,300 円

（右の④へ進みます）

④ ①･②･③の金額を比較して一番低い額を下に記載。

5月分請求額	7,500 円

◆令和7年6月分

4月分と同様の手順で計算してください。

① ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額・・・・ ① 11,000 円
（特定子ども･子育て支援利用料）

○預かり保育の利用日数 ・・・・・ a 18 日

（450円×利用日数の計算結果を記入）

② 450円 × 預かり保育の利用日数 a 18 日 ＝ ② 8,100 円

③ 施設等利用給付2号認定の上限額 ・・・・・ 月額 ③ 11,300 円

（右の④へ進みます）

④ ①･②･③の金額を比較して一番低い額を下に記載。

6月分請求額	8,100 円

2　請求合計額の計算

4月分請求額	8,000 円	＋	5月分請求額	7,500 円	＋	6月分請求額	8,100 円	＝	今期請求額合計	23,600 円

施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に転記してください。

令和7年3月以前の預かり保育の利用料をまだ市に請求していない方で、今回併せて請求する方は、別紙（計算シート前期分）で請求額を計算し、両方の合計額を施設等利用費請求書へ転記してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市　預かり保育　無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。